

# **負担金・補助金・交付金の見直し に関する指針**

平成 21 年 9 月 11 日制定

**行政運営調整局しごと改革推進室**

## 1 はじめに

負担金や補助金及び交付金（以下、負担金等という。）は、公益性の高い特定の事業や活動を支援するため導入されているものであるため、導入当初の目的が相対的に低下した場合においても、廃止等の抜本的な見直しができず、長期化するものも散見されます。

しかしながら、本市における危機的な財政状況をうけ、全市的な事務事業の見直しを進める中で、負担金等も聖域なき見直しを進めなければ、行財政運営を維持していくことすら困難な状況となっています。

また、負担金等の原資は、市民からの貴重な税金であり、限られた財源を時代に即した新たなニーズや施策に振り向ける必要があります。そうした観点から、負担金等の見直しにあたっての考え方を明確化するため、本指針を策定しました。

各所管部署においては、本指針をふまえ、市民からも理解が得られるよう、適正かつ透明性の高い負担金等の審査に努めてもらいたい。

## 2 負担金等の考え方

### (1) 負担金

#### ア 義務的な負担金

法令等の定めにより、国や地方自治体が行う特定事業や活動に対し負担する義務的な支出。

（解説）

法令等の定めとは、「…しなければならない。」または「…するものとする。」などと規定されているものを指す。

#### イ 任意的な負担金

国や地方自治体、地方自治体が構成する団体、民間団体等の行う特定事業や活動により、本市が特別の利益を享受できる場合、当該団体の会費相当額や実費相当額を継続性の有無に関わらず、負担する任意的な支出。

### (2) 補助金

#### ア 義務的な補助金

法令や条例等の定めにより、公益性の高い特定事業や活動を奨励または育成するため、行政からの支援として補助する義務的な支出。

#### イ 任意的な補助金

法令等の定めはないものの、国や他の地方公共団体との協調事業や本市が担う政策上必要性が高いとされる特定事業や活動を奨励または育成することが、公益上必要性が高いと判断できる場合、行政からの支援として補助する任意的な支出。

### (3) 交付金

法令や条例等の定めにより、負担金の徴収等地方公共団体の事務を委託する場合、当該事務処理に対する報償として受託団体等に対し交付するもの。

### 3 負担金等の見直し基準

#### (1) 前提条件

行政からの負担金等による支出として、公益上の必要性が高いと客観的に判断できないものは、原則廃止または縮小すること。

(解説)

負担金等の審査にあたっては、地方自治法 232 条の 2 「公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる」との規定及びその原資が市民からの貴重な税金で賄われていることをふまえ、公益上必要性が高いと客観的に判断できることが前提条件である。

つまり、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与する事業や活動のうち、客観的に行政が公費を支出する必要性が高いと判断できないものには、負担金等を支出することはできないこととなる。

なお、公益性の判断にあたっては、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」の中で、公益目的事業とは、学術、技芸、慈善その他の公益に関する事業（他 22 事業）であって、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものとの規定があり、この要件を準用することとする。

公益上の判断にあたり、交付先団体の事業や活動内容の把握が不十分であると判断した場合には、必要に応じ、交付先団体へ照会を行うことが必要である。

#### (2) 負担金

##### ア 義務的な負担金

(ア) 法令等の改廃に応じた見直しを行うこと。

(解説)

法令や条例等の定めにより、一定の負担割合や負担額が定められている場合、本市の裁量の余地がないため、法令等の改廃に応じた見直しを行うものとする。

(イ) 算出根拠の定めや積算内容が不明確なものは、交付先団体に対し照会し、負担する必要性の乏しい経費や過剰な経費負担を求めるものが含まれている場合や過大な人件費や役員報酬を支払っている場合は、負担の必要性や妥当性を吟味し、縮小を要請すること。

(解説)

負担金等の審査にあたっては、その原資が、市民からの貴重な税金で賄われていること、行政が公費を支出するという点をふまえ、その算出根拠の定めがあり、積算内容が明確であることが前提条件であり、負担金等の算出根拠や積算内容等の把握が不十分であると判断した場合には、交付先団体へ照会し、団体が作成する財務書類や事業計画書入手し、経費の用途は妥当であるか、他の地方公共団体の負担水準と比べ著しく高い負担となっていないか、類似する事業を行う本市の外郭団体と比較し、過大な人件費や役員報酬が支出されていないか、繰越金が計上されているか等の確認を行うものとする。

#### イ 任意的な負担金

(ア) 団体の事業や活動内容を把握し、負担の必要性や本市が受ける明確な利益が認められない場合は、廃止すること。

(イ) 算出根拠の定めや積算内容が不明確なものは、交付先団体に対し照会し、負担金の使途等を確認し、総収入から前期繰越金を除いた額の概ね 30%程度または会費収入または負担金収入と同程度またはそれを超える繰越金が計上されている場合は、休止または縮小を要請すること。

(ウ) 繰越金の計上が少ない場合においても、負担する必要性の乏しい経費や過剰な経費負担を求めるものが含まれている場合や過大な人件費や役員報酬を支払っている場合は、負担の必要性や妥当性を吟味し、縮小を要請すること。

### (3) 補助金

#### ア 義務的な補助金

法令や条例等の改廃に応じた見直しを行うこと。

(解説)

法令や条例等の定めにより、一定の補助割合や補助額が定められている場合、本市の裁量の余地がないため、法令等の改廃に応じた見直しを行うものとする。

#### イ 任意的な補助金

(ア) 長期化・常態化している補助金については、開始当初の目的・効果が薄れていないか検証し、廃止または縮小すること。

(解説)

補助金は行政からの支援として、明確な目的と効果が期待されるものに対して支出するものであり、少額の補助であっても長期化・常態化することで、団体の既得権化しないよう、補助の目的や補助による効果を定期的に検証し、時代に即した補助となるよう見直しを行う必要がある。

(イ) 補助率は、原則として補助対象経費の 1/2 以内とし、1/2 を超える場合には、その理由及び効果を明確にすること。

(ウ) 客観的に公益上必要性が高いとはいえない経費は補助対象経費に含めないこと。

(解説)

客観的に公益上必要性が高いとはいえない経費とは、交際費、慶弔費、懇親会費、直接事業と関連のない視察・研修費・食糧費等を指す。

(エ) 新規に補助を行う場合は、3 年程度の終期を設定し、終期を迎えたものは、交付の有無を含めて見直しを行うこと。

(オ) 新規の運営費補助は、原則として認めない。

(解説)

運営費補助は、補助基準や対象経費が曖昧になる傾向が強く、本来、自立した団体として自ら賄うべき経費を補助することにより、団体の自立を阻害する可能性もあることから、原則として事業費補助へ転換すべきである。

### (4) 交付金

交付金については、3 (3) 補助金と同様の取扱いとする。